

大阪市補助制度のご案内

既存建築物の火災安全対策改修支援事業

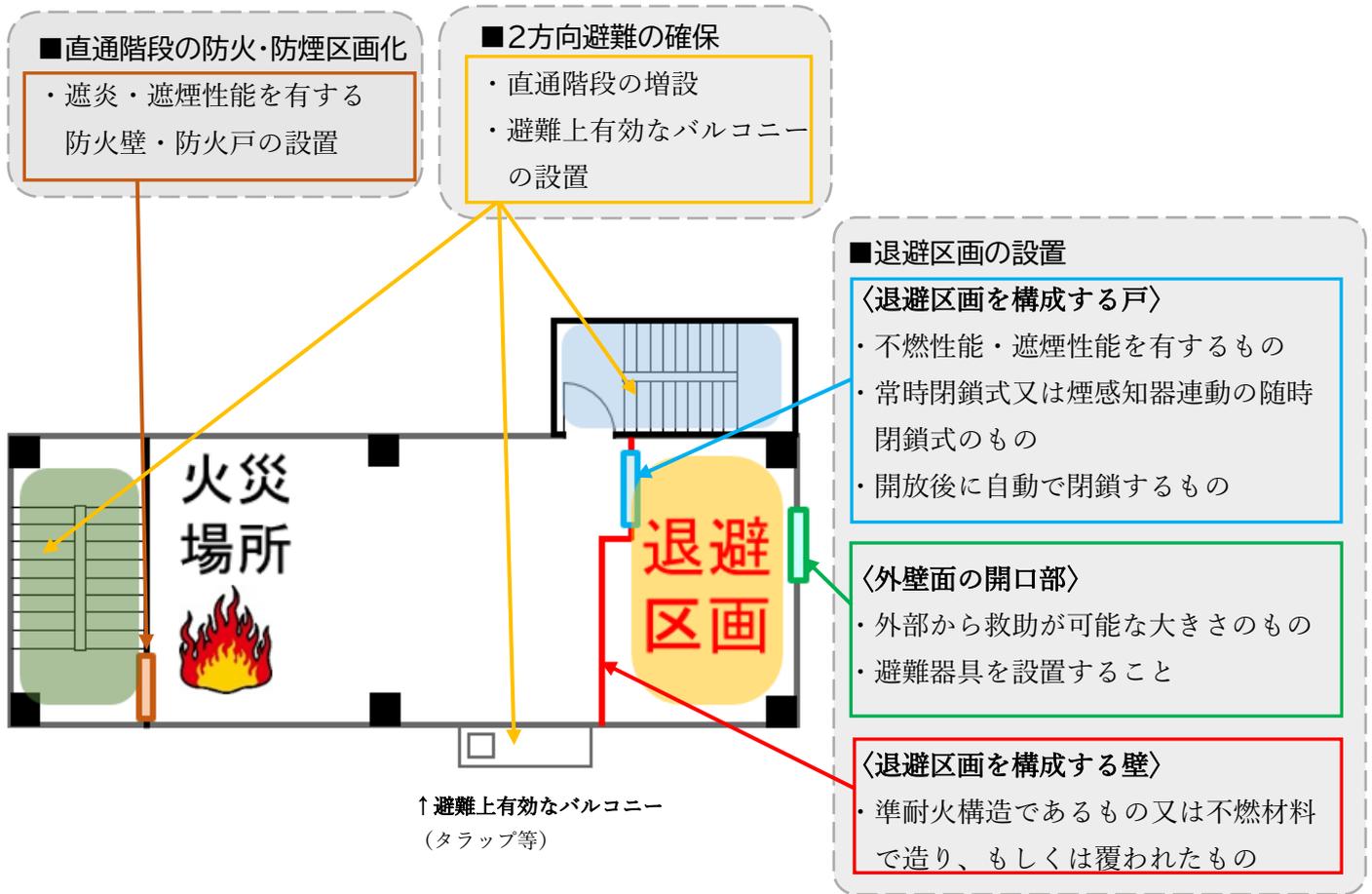
大阪市では、令和3年12月に北区で発生したビル火災を踏まえ、既存建築物の防火上・避難上の安全性の確保を図るため、2方向避難の確保や直通階段の防火・防煙対策などの改修を行う建物所有者等に対して、国の事業を活用し、改修に係る工事費や設計費について補助を行う「既存建築物火災安全対策改修支援事業」を実施しています。

この事業では、一定要件を満たす改修に係る費用の一部を補助する火災安全対策改修補助事業と、今後の火災安全対策改修における技術や知見の蓄積に資するモデルとなる改修に対して、令和7年度までに工事着手するものに限って費用の全額を補助する火災安全対策改修モデル補助事業を設けています。

事業概要

	1. 火災安全対策改修補助事業	2. 火災安全対策改修モデル補助事業
補助対象となる改修	火災安全対策改修 ・直通階段の防火・防煙区画化 ・2方向避難の確保 ・退避区画の設置等の改修工事	建築物の構造等を踏まえるなど改修方法における技術的な工夫や、テナントとの合意形成過程などの事業プロセス面における工夫がなされた火災安全対策改修モデル補助事業募集に応募があったもののうちから、外部有識者で構成する「大阪市既存建築物火災安全対策改修推進会議」の意見を踏まえ、今後の火災安全対策改修における技術や知見の蓄積に資する事業計画として、市長が選定したもの
補助対象の建築物の主な要件	◇大阪市に存する、住宅以外の用途であること ◇建築基準法第7条第5項に基づく検査済証の交付を受けている建築物であること ◇建築基準法第9条第1項若しくは第10条第3項若しくは第4項又は空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項に規定する措置が命じられていないものであること ◇次に掲げる要件に該当するものであること <ul style="list-style-type: none"> ・3階以上の建築物であること ・次のいずれかの要件に該当すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 直通階段が一つの建築物であること (2) 直通階段の縦穴部分が防火・防煙区画化されていない建築物であること ◇改修の結果、「直通階段が一つの建築物向けの火災安全改修ガイドライン」に沿ったものとなる建築物 (その他にも補助条件がございますので、詳細は大阪市 HP に掲載の <u>大阪市既存建築物火災安全対策改修補助金交付要綱</u> をご覧ください。)	
補助金の額	補助対象費用の $\frac{2}{3}$ の額 ※	補助対象費用の全額 ※
受付期間	申請受付期間 令和7年12月19日(金)まで	モデル事業応募受付期間 令和7年10月10日(金)まで
対象工事	● 直通階段の防火・防煙区画化 ● 2方向避難の確保 ● 退避区画の設置等の改修工事	
補助対象となる方	火災安全対策改修を行う建築物の所有者(区分所有建築物の場合は管理組合を含む)又は借借人	
※	・補助対象費用は補助対象となる改修に係る設計費及び工事費 ・補助金の額には限度額があります	

火災安全対策改修の概要



その他の詳細な申請条件や手続きについては、大阪市ホームページをご覧ください。

URL:<https://www.city.osaka.lg.jp/tos/hikeikaku/page/0000599037.html>



補助事業に関する窓口・お問い合わせ先

大阪市 計画調整局 建築指導部 監察課 10 番窓口

住所：大阪市北区中之島1丁目3番20号
(大阪市役所)

電話：06-6208-9315

